

## 審査基準

[香川大学医学部附属病院経営改善（化学療法の運用最適化）コンサルティング業務]

### I 契約予定者の決定方法

香川大学医学部附属病院経営改善（化学療法の運用最適化）コンサルティング業務企画提案書等について、選定委員が審査を行い、各委員の合計点数を合計したものが最も高い応募者を契約予定者として選定する。

### II 審査方法

企画提案書等に基づき、香川大学医学部附属病院経営改善（化学療法の運用最適化）コンサルティング業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考及び面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### III 評価方法

評価は下記の各項目について実施し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計したものを当該応募者の得点とする。

#### 1 業務実施主体に関する評価

##### (1)事業者について

これまでの実績

##### (2)実施体制について

業務実施体制

##### (3)責任者・担当者

①配置予定の責任者の実績

②配置予定の担当者の実績

##### (4)プレゼンテーション能力

企画提案資料の作成能力及び説明能力はコンサルティングを担うに十分であるか。

#### 2 業務内容に関する評価

##### (1)理解度

業務の趣旨や香川大学医学部附属病院（以下、本院という。）の現状、課題の認識は十分であるか。

##### (2)適合性

本院の状況に適合した具体的で有効な提案となっているか。

##### (3)実現性

実現性が高く信頼のある提案、取り組み方法となっているか。

(4)発想・独自性

新たな視点や工夫による独自の提案であるか、より効果的に目的を達成できる提案となっているか。

(5)合理性

経済的に合理性のある提案となっているか。

(6)実施計画の概要

スケジュールも含めた実施計画の概要

(7)本院に請求する成果報酬

①成果報酬率

②成果報酬率と収支改善見込み額のバランス

③収支改善見込み額の信頼性

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること。

[評価基準]

別紙評価基準のとおり。

【香川大学医学部附属病院経営改善（化学療法の運用最適化）コンサルティング業務 評価基準】

評価項目	評価基準	配点
1. 業務実施主体に関する評価		
(1) 事業者について	これまでの実績	10
(2) 実施体制について	業務実施体制	5
(3) 責任者・担当者	①配置予定の責任者の実績	5
	②配置予定の担当者の実績	5
(4) プレゼンテーション能力	企画提案資料の作成能力及び説明能力は、コンサルティングを担うに十分であるか	5
2. 業務内容に関する評価		
(1) 理解度	業務の趣旨や本院の現状、課題の認識は十分であるか	10
(2) 適合性	本院の状況に適合した具体的で有効な提案となっているか	10
(3) 実現性	実現性が高く信頼のある提案、取り組み方法となっているか	10
(4) 発想・独自性	新たな視点や工夫による独自の提案であるか、より効果的に目的を達成できる提案となっているか	5
(5) 合理性	経済的に合理性のある提案となっているか	5
(6) 実施計画の概要	スケジュールも含めた実施計画の概要	10
(7) 本院に請求する成果報酬	①成果報酬率	5
	②成果報酬率と収支改善見込み額のバランス	5
	③収支改善見込み額の信頼性	5
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価		
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること。		5
合計		100

採点基準：

- 評価項目1. 及び2.

(5点評価)

5=非常に良い、4=良い、3=普通、2=あまり良くない、1=良くない、0=評価不能。

(10点評価)

10=非常に良い、8=良い、5=普通、3=あまり良くない、1=良くない、0=評価不能。

- 評価項目3.

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活等における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定

（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=1点
- 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=2点
- 認定段階3（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=3点
- ・プラチナえるぼし認定=5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））=0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定・プラチナ認定）

- ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）=1点

・トライくるみん認定=2点

・くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）=2点

・くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）=2点

・プラチナくるみん認定=5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定=3点

○上記に該当する認定等を有しない=0点